

パブリック・コメント結果

案件名 : 新兵庫環境学習環境教育基本方針（仮称）（案）
 意見募集期間 : 平成 27 年 12 月 25 日～平成 28 年 1 月 14 日まで
 意見等の提出件数 : 8 件（4 人）

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
IV. 1 原則 2 自ら「体験」、「発見」し、自ら「学び」、「行動」する環境学習・教育の推進	（本文17ページ） 観察会などの環境教育普及においては、興味関心の“きっかけ”になるように、参加者にとって身近なもの・ことであること。	1	〔既に盛り込み済みです〕 興味・関心を持って取り組むきっかけづくりとなる環境学習・教育の推進については、本文17ページ①「環境を体験し、感動する」－体験・気づき－において、その趣旨を踏まえた記載をしています。
	（本文18ページ） 身近なことに興味を持った人に対しては、適切な博物館など紹介して、自分で“何についてどう学んでゆきたいか考えて”行動していくことを促す。	1	〔既に盛り込み済みです〕 本方針では、環境保全等の実践活動の中から環境学習・教育への興味、意欲が喚起されるよう、学びと実践の連携、循環が重要であると考え、学習と実践の一体化をうたっています。行動していくことの必要性については、本文18ページ④「環境の保全と創造に向け行動する」－参加・行動－において記載しています。
IV. 1 原則 3 ③「防災教育と連携する」－阪神・淡路大震災や風水害等の自然災害の教訓継承－	（本文19ページ） 「防災教育と連携する」とあるが、連携とは、人と人、あるいは、組織と組織がするものであり、教育と教育が連携するという表現は違和感がある。	1	〔ご意見を反映しました〕 ご意見を踏まえ、本文19ページの記述を次のとおり修正しました。 「③ 「 <u>防災の視点を取り入れる</u> 」－阪神・淡路大震災や風水害等の自然災害の教訓継承－」
V. 2 (1) 学校等における体験型環境学習・教育の推進	（本文27ページ） 環境学習等の重要な要素として、本物の自然を観察しながら自然のしくみを学ぶことが大切である。小学校では、自然観察に関する単元は多いが、そうした授業で、教科書に出てくる本物の生き物を観察できればより効果的である。校庭の花壇などを	1	〔具体の施策の参考とします〕 今後の施策の実施にあたり参考とさせていただきます。

	<p>自然観察の場として整備し、より一層活用する必要がある。</p> <p>例えば、3年生の理科では「チョウを育てよう」を学習するが、チョウが好きな食草（アゲハのミカン科など）や蜜源植物（開花時期が長いブッドレアなど）を植える。また、季節毎の特色ある植物や実がなり鳥を呼ぶ木を植えるなど。こうした工夫をすることにより、限られたスペースでも自然とふれあえる環境が可能になる。</p>		
V. 2 (2) イ 県民運動等との連携	<p>(本文28ページ)</p> <p>「特に、クリーンキャンペーン、リサイクルなどの循環型社会形成事業等、…」とあるが、ごみを減らすためにはリサイクルよりリデュースやリユースを優先すべきである。</p>	1	<p>〔ご意見を反映しました〕</p> <p>ご意見を踏まえ、本文28ページの記述を次のとおり修正しました。</p> <p>「特に、クリーンキャンペーン、<u>3R</u>などの循環型社会形成事業等、…」</p>
V. 2 (3) 環境学習・教育を支える基盤の構築	<p>(本文28ページ)</p> <p>環境教育の目的に沿った博物館や博物館類似施設などと連携。</p>	1	<p>〔既に盛り込み済みです〕</p> <p>本文29ページの「ウ 環境学習・教育拠点施設の整備・充実及びネットワーク形成」に記載しています。</p>
V. 2 (3) エ 環境学習・教育プログラムの開発・実施	<p>(本文29ページ)</p> <p>(観察会などの) 運営において、知識の継承・興味関心の普及啓発を目的に、観察会実施者には専門知識を持つ人物と、そうでない人物を混ぜて行う。</p>	1	<p>〔具体の施策の参考とします〕</p> <p>今後の施策の実施にあたり参考とさせていただきます。</p>
V. 2 (4) イ (ア) 学校等	<p>(本文 30 ページ)</p> <p>行政は、教育委員会などを通じて校庭活用推進を働きかけて、植物苗木の提供やメニューの提示を行い、優良事例集の発表などを支援する。</p>	1	<p>〔具体の施策の参考とします〕</p> <p>今後の施策の実施にあたり参考とさせていただきます。</p>